



# 三重県公報

令和7年2月21日 (金)

第 593 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
98	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	2
99	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
100	環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(環境生活総務課)	2
101	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農林水産財務課)	4
102	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治山林道課)	7
103	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	7
104	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	8
<b>公 告</b>			
	土地改良区の定款変更の認可	(農地調整課)	8
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(同)	8

**告 示**

**三重県告示第 98 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定しました。

令和 7 年 2 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2470102779	訪問介護しらゆりケア桑名能部	三重県桑名市大字能部字北貝戸 602 番 4	株式会社 P l a n B	令和 7 年 2 月 1 日	訪問介護
2470102787	合同会社ツルマルサービス訪問介護事業所	三重県桑名市大字下深谷部 4689 番地 5	合同会社ツルマルサービス訪問介護事業所	令和 7 年 2 月 1 日	訪問介護
2470303872	アクア鈴鹿訪問介護	三重県鈴鹿市末広北三丁目 2 番 16 号	株式会社スタッフシュウエイ	令和 7 年 2 月 1 日	訪問介護
2470303880	訪問介護ステーションまごころ	三重県鈴鹿市三宅町 1700 番地	株式会社まごころ	令和 7 年 2 月 1 日	訪問介護
2472200860	金斗雲	三重県三重郡菰野町田光 1801-165	一般社団法人心理社会的リハビリテーション・星心会	令和 7 年 2 月 1 日	訪問介護
2460190396	アクティブ L I F E 訪問看護ステーション	三重県桑名市新西方 6 丁目 1 番	アクティブ L I F E 株式会社	令和 7 年 2 月 1 日	訪問看護
2460190404	訪問看護ステーションしらゆりケア桑名能部	三重県桑名市大字能部字北貝戸 602 番 4	株式会社 P l a n B	令和 7 年 2 月 1 日	訪問看護
2460390368	アクア鈴鹿訪問看護	三重県鈴鹿市末広北三丁目 2 番 16 号	株式会社スタッフシュウエイ	令和 7 年 2 月 1 日	訪問看護
2460390376	訪問看護ステーションまごころ	三重県鈴鹿市三宅町 1700 番地	株式会社まごころ	令和 7 年 2 月 1 日	訪問看護
2460590595	ゴールドエイジ訪問看護ステーション 津営業所	三重県津市白塚町字白池 357 番地 18	ゴールドエイジ株式会社	令和 7 年 2 月 1 日	訪問看護

**三重県告示第 99 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 7 年 2 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの種類
2460190396	アクティブ L I F E 訪問看護ステーション	三重県桑名市新西方 6 丁目 1 番	アクティブ L I F E 株式会社	令和 7 年 2 月 1 日	介護予防訪問看護
2460190404	訪問看護ステーションしらゆりケア桑名能部	三重県桑名市大字能部字北貝戸 602 番 4	株式会社 P l a n B	令和 7 年 2 月 1 日	介護予防訪問看護
2460590595	ゴールドエイジ訪問看護ステーション 津営業所	三重県津市白塚町字白池 357 番地 18	ゴールドエイジ株式会社	令和 7 年 2 月 1 日	介護予防訪問看護

**三重県告示第 100 号**

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 7 年 2 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

環境生活部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示  
環境生活部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 243 号）の一部を次のように改正する。  
別表 1(1) の表第 24 号の項（B）の欄及び（C）の欄を次のように改める。

私立学校における学校給食費や光熱費等の価格上昇分を学校設置者に対して補助することにより、物価高騰による保護者の経済的な負担軽減及び教育活動の継続を図る。	物価高騰により、私立学校における学校給食費や光熱費等の価格上昇分を補助事業者が負担した場合に要する経費
--	---

別表 1(1)の表に次のように加える。

26	三重県私立学校安全特別対策事業費補助金（学校における性被害防止対策に係る支援）	私立特別支援学校における性被害の防止を図る。	子どもの性被害防止対策に資する設備等を導入するために要する経費	別に定める。	特別支援学校を設置する学校法人
----	---	------------------------	---------------------------------	--------	-----------------

別表 1(6)の表に次のように加える。

6	防犯カメラ設置事業補助金	防犯カメラ設置促進事業を自治会等に対し実施する市町の財政的負担を軽減することで、県内地域の防犯力の強化を図る。	市町が、防犯カメラの設置の費用を助成するのに要する経費	別に定める。	市町
---	--------------	---	-----------------------------	--------	----

別表 2 を次のように改める。

別表 2（第 2 条関係）

区分	(A) 補助金等の 名 称	(B) 規則第 20 条第 1 項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具	
1	三重県私立学校安全特別対策事業費補助金（学校における性被害防止対策に係る支援）	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具	
2	天然ガス自動車普及促進事業補助金		1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具並びにその他環境大臣が定める財産	
3	海岸漂着物等対策事業補助金			
4	生活基盤施設耐震化等補助金		補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号。以下「厚生労働省告示」という。）に定められている処分制限期間に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産
5	隣保館整備費補助金			厚生労働省告示に定められている機械及び器具
6	隣保館運営費等補助金			
7	隣保館事業費補助金			
8	災害時 N P O 活動支援事業継続支援活動補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 5 万円以上の機械及び器具	
9	三重県地域防犯力向上支援事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具	
10	三重県消費者行政強化事業費補助金（推進事業）			
11	三重県消費者行政強化事業費補助金（強化事業）			
12	防犯カメラ設置事業補助金			
13	公共関与型産業廃棄物処理施設整備事業補助金		補助事業等により取得した財産の処分制限期間（平成 12 年厚生省告示第 105 号。以下「厚生省告示」という。）に定められている処分制限期間に相当する期間	厚生省告示に定められている機械及び重要な器具に相当するもの
14	産業廃棄物最終処分	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具	

	場周辺環境整備市町補助金	する期間	円以上の機械及び器具
15	ポストRDFに向けた施設整備等補助金		
16	三重県産業廃棄物抑制等研究開発事業費補助金		
17	三重県産業廃棄物抑制等設備機器整備費補助金		
18	三重県太陽光発電設備等設置費（個人向け）補助金		1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産
19	三重県太陽光発電設備等設置費（事業者向け）補助金		
20	三重県県有施設太陽光発電設備等設置費（P P A方式）補助金		1 件の取得価額又は効用の増加価額が 50 万円以上の機械及び器具
21	電気自動車等導入費補助金		

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の環境生活部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 6 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 101 号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 7 年 2 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 249 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表第 10 号の項（C）の欄及び（D）の欄を次のように改める。

1 地域計画が策定されている地区において、付加価値の拡大等の経営発展に意欲的に取り組む認定農業者等の地域の担い手が融資を活用した農業用機械及び施設の導入に必要な費用に対し、市町が行う補助に要する経費	事業費の 1 / 2 以内
2 将来像が明確化された地域計画の早期実現を後押しするため、担い手の農地引受力の向上等に必要農業用機械及び施設の導入並びに農業用機械のリース導入に必要な費用に対し、市町が行う補助に要する経費	事業費の 3 / 10 以内又は定額
3 融資円滑化等を図るため、農業信用基金協会による金融機関への債務保証の拡大に要する費用に対し、市町が行う補助に要する経費	定額

別表 1(2)の表第 24 号の項（B）の欄から（D）の欄までを次のように改める。

農業教育機関における教育環境の充実を図り、将来の農業の担い手の育成を図る。	農業教育機関における農業機械、設備等の導入、施設等の整備、有機農業専攻・科目の設置及び有機 J A S 認証取得に向けた取組に要する経費	定額又は事業費の 1 / 2 以内
---------------------------------------	--	-------------------

別表 1(3)の表第 2 号の項（A）の欄を次のように改める。

国際水準GAP  
普及推進事業費  
補助金

別表1(3)の表第4号の項(C)の欄から(E)の欄までを次のように改める。

次に掲げる経費		
1 植物防疫法に基づく移動規制等に係る重要病害虫の特別防除等に係る経費	事業費の 1/2 以内	市町
2 重要病害虫に対し、被害軽減やまん延を防止するため発生地域における防除等を行う経費	定額又は事業費の 1/2 以内	市町、農業協同組合、生産者の組織する団体等
3 特殊病害虫緊急防除に係る経費	定額又は事業費の 1/2 以内	市町

別表1(3)の表第5号の項(A)の欄を次のように改める。

環境保全型農業  
直接支援対策事  
業費補助金

別表1(3)の表第11号の項(A)の欄を次のように改める。

有機農業転換推  
進事業費補助金

別表1(7)の表第3号の項(C)の欄から(E)の欄までを次のように改める。

次に掲げる事業に要する経費		
1 かんがい排水事業(排水路)、機械排水事業、農道整備事業、農道橋新設改良事業又はため池保全事業	事業費の 35/100 以内。ただし、中山間地域にあっては、事業費の 45/100 以内	市町、土地改良区、農業協同組合、森林組合又は知事が適当と認める団体
2 かんがい排水事業(用水路)、機械揚水事業、区画整理事業、暗渠排水事業、客土事業又は畑地かんがい事業	事業費の 30/100 以内。ただし、中山間地域にあっては、事業費の 40/100 以内	市町、土地改良区、農業協同組合、森林組合又は知事が適当と認める団体
3 農村基盤総合整備事業又はふるさと環境整備事業	事業費の 45/100 以内	市町、土地改良区、農業協同組合、森林組合又は知事が適当と認める団体
4 干害応急対策	別に定める。	市町、土地改良区、農業協同組合、森林組合又は知事が適当と認める団体
5 野生動物(猿、いのしし及び鹿)の被害防止施設(材料費に限る。)	事業費の 45/100 以内	市町
6 麦及び大豆づくりスケールアップ事業(水田の排水改良等)	事業費の 45/100 以内	市町
7 農業水利施設の管理に要する経費	事業費の 10/10 以内	市町、土地改良区等

別表1(7)の表第5号の項(C)の欄から(E)の欄までを次のように改める。

1 用排水施設等整備事業に要する経費	事業費の 76/100 以内	市町、土地改良区、農業協同組合又は知事が適当と認める団体
2 次に掲げる事業を行う経費 (1) ため池廃止 (2) ため池の保全・避難対策	定額又は一部事業費の 10/10 以内	市町又は土地改良区等

(3) ため池地震・豪雨耐性評価等 (4) ため池実施計画策定等 3 水利施設管理強化事業に要する経費	事業費の50/100以内	市町
---	--------------	----

別表1(7)の表第16号の項(C)の欄及び(D)の欄を次のように改める。

次に掲げる土地改良区等管理施設の管理及び整備補修に要する経費 1 一般型	事業費の50/100以内	定額
2 包括的民間委託推進型	定額	

別表1(11)の表第7号の項(C)の欄から(E)の欄までを次のように改める。

1 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策 (1) 間伐材生産 ア 間伐材の生産 イ 関連条件整備活動(アと一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)	定額	市町、選定経営体等
(2) 路網整備・機能強化 ア 林業専用道(規格相当)整備 イ 森林作業道整備 ウ 機能強化 エ 関連条件整備活動(ア～ウと一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)	定額	市町、選定経営体
(3) 再造林の低コスト化 ア 一貫作業システム イ 低コスト造林 ウ 下刈り エ 機械器具の整備(ア～ウの実施に必要な機械器具の購入又は賃借料等) オ 関連条件整備活動(ア～ウと一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)	定額	市町、選定経営体等
(4) 高性能林業機械等の整備	定額(1/2又は1/4以内)	市町、選定経営体等
2 燃油・資材の森林由来資源への転換対策 (1) 木質バイオマスエネルギー転換促進対策 ア 未利用間伐材等活用機材整備 イ 木質バイオマス供給施設整備 ウ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	定額(1/2又は1/3以内)	市町、森林組合、林業者等の組織する団体等
3 スギ人工林の伐採・植替え等の加速化 (1) 路網整備・機能強化 ア 林業専用道(規格相当)整備 イ 森林作業道整備 ウ 機能強化 エ 関連条件整備活動(ア～ウと一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等)	定額	市町、選定経営体
(2) 再造林の低コスト化 ア 一貫作業システム イ 低コスト造林 ウ 下刈り エ 機械器具の整備(ア～ウの実施に必要な機械器具の購入又は賃借料等)	定額	市町、選定経営体等

オ 関連条件整備活動（ア～ウと一体的に実施する対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等） (3) 高性能林業機械等の整備	定額（1/2 又は1/4以内）	市町、選定経営体等
---	--------------------	-----------

別表 1(14)の表に次のように加える。

10	配合飼料価格高騰対策緊急支援事業費助成金	配合飼料価格の高騰により、経営が逼迫している魚類養殖業者を支援するため、漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料）に加入している魚類養殖業者に対して、負担経費の一部を助成し、経営の安定を図る。	漁業経営セーフティーネット構築事業（配合飼料）に加入している魚類養殖業者の積立金に相当する額の経費	別に定める。	別に定める 県内魚類養殖業者
11	水産業エネルギー価格高騰対策支援事業費支援金	電力料金高騰等の影響を受けた漁業協同組合が行う製氷冷凍事業等について、電力料金の一部を支援することで、当該施設等を利用する組合員の負担を軽減し、漁業経営の安定化を図る。	漁業協同組合が行う製氷冷凍事業等における電力料金について、国の支援が得られない期間に対する支援金	別に定める。	別に定める 県内沿海地区漁業協同組合

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の農林水産部関係補助金等交付要綱の規定は、令和6年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 102 号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和7年2月21日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
津市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 103 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四日市関線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市小川町字徳正 2354 番 1 地先から 亀山市小川町字徳正 2353 番 1 地先まで	旧	5.9~6.6	39.8
	新	6.0~19.1	39.8

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大淀港斎明線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡明和町大字斎宮字追ノ庄 3976 番 1 地先内	旧新	9.1~10.1	84.6
	新	6.3~6.4	84.6

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
伊賀市霧生字樋の口 2287 番 10 地先から 伊賀市霧生字樋の口 2275 番 20 地先まで	旧	4.7~12.4	303.1
	新	10.5~44.4	303.1

三重県告示第 104 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 2 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 四日市関線	亀山市小川町字徳正 2354 番 1 地先から 亀山市小川町字徳正 2353 番 1 地先まで	令和 7 年 2 月 21 日
県道 亀山停車場石水溪線	亀山市羽若町字中村 271 番 3 地先から 亀山市羽若町字杉前 203 番 3 地先まで	令和 7 年 2 月 21 日
県道 大淀港斎明線	多気郡明和町大字斎宮字追ノ庄 3976 番 1 地先内	令和 7 年 2 月 21 日

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、嬉野町三郷井土地改良区（松阪市嬉野天花寺町 482 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 7 年 2 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業 防災重点農業用

ため池緊急整備事業 ため池総合整備工事 地震・豪雨対策型 大規模 大杣池地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 7 年 2 月 21 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和 7 年 2 月 25 日から同年 3 月 25 日まで
- 3 縦覧の場所  
伊賀市役所産業振興部農村整備課（伊賀市四十九町 3184 番地）

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---